



やしお



令和元年
(2019年)

6月号

毎月10日発行



●発行/八潮市 ●編集/秘書広報課 〒340-8588埼玉県八潮市中央1-2-1
TEL 048-996-2111(代表) ホームページ <http://www.city.yashio.lg.jp/>
FAX 048-995-7367 Eメール hishokoho@city.yashio.lg.jp



左の2次元コードから「八潮市公式ホームページ」へアクセスできます。

八潮の枝豆をいち早く味わえる

やしお枝豆ヌーヴォー祭



5月25日(土)、フレスポ八潮イベント広場で、「やしお枝豆ヌーヴォー祭」が開催されました。採れたての八潮の枝豆や枝豆グルメ販売、ゆでたての枝豆試食会などが行われ、約3,200人の来場者でにぎわいました。
枝豆まつりは、今年で10周年を迎えました。6月16日(日)には、「枝豆大感謝祭」が開催され、枝豆グルメの販売はもちろん、10周年にちなんだイベントも行われます。ぜひお越しください。

問都市農業課 ☎299

受動喫煙防止対策が強化されます

7月1日から市役所敷地内などは禁煙になります

問保健センター ☎95-3381、財政課 ☎232

受動喫煙による健康への影響

たばこから立ち上がる煙やたばこを吸う人が吐き出した煙を吸うことを受動喫煙といいます。たばこの煙には多くの有害物質が含まれており、吸っている本人の健康だけでなく、周りの人の健康にも影響を及ぼします。

受動喫煙防止に向けた取り組み

望まない受動喫煙を防止するため、健康増進法の一部が改正され、段階的に受動喫煙防止対策が行われます。

7月1日から

行政機関の庁舎(市役所ほか)、病院、学校、児童福祉施設(保育所や児童館ほか)などは、原則、敷地内禁煙になります。

そのため、八潮市役所敷地内も禁煙(電子たばこ、加熱式たばこ類も含む)になります。
なお、市役所敷地内に駐車している車内も禁煙になります。



令和2年4月1日から

事業所(職場)、工場、商業施設、その他すべての施設は、原則、屋内禁煙になります。

市の人口と世帯数

令和元年(2019年)5月1日現在	
前月比	
人口	91,343人 (+195人)
男	47,437人 (+112人)
女	43,906人 (+83人)
世帯	43,026世帯 (+155世帯)

今月の主な内容

介護保険制度のお知らせ/プレミアム付商品券	2	お知らせHOTコーナー	
夏のスポーツ教室/後期高齢者医療保険料軽減措置の改正/健康マイレージ/高齢者ふれあいの家が新たに開設	3	案内、催し、募集	6~9
情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況/自主まちづくり活動/耐震改修補助金	4	子育て情報コーナー/保健センターからのお知らせ	10
平成30年度下半期の財政状況/住宅改修資金補助金	5	各種無料相談/840伝言板	11
		八潮の獅子舞/親子夏野菜旬採り合戦/やしお八つの野菜de健康レシピ/いきいきやしお写真館	12

介護保険制度のお知らせ

介護保険は介護が必要な状態にある高齢者とその家族を社会全体で支える社会保険制度です。

申請から介護サービス利用までの流れ

①申請 長寿介護課へ申請(地域包括支援センター、ケアマネジャーなどの代行可)。

②審査・判定

要介護認定調査員がご自宅を訪問し、心身の状態などについて聞き取り調査を行います。また、市から主治医に意見書の作成を依頼し、その結果をもとに、医療・保健・福祉の専門家で構成する介護認定審査会が本人の状態を審査し、要介護状態区分のいずれかまたは非該当の判定を行います。

③結果通知

原則として、申請から30日以内に市から認定結果通知書を郵送します。また、認定された方には、結果が記載された保険証を同封します。

④ケアプラン作成

ケアプランとは介護サービスの種類や内容を決めた計画のことです。要介護1〜5と認定された方は、配布する

指定居宅介護支援事業者一覧の中から事業者を選択し、ケアプランの作成を依頼してください。要支援1・2と認定された方は、担当する地域包括支援センターから連絡がありますので、介護予防ケアプランの作成を依頼してください。

⑤サービスを利用

サービスの内容を決定後、サービス事業者と利用の契約を行い、ケアプランに基づいてサービスを利用します。サービスを利用した際は、原則として費用の1割〜3割の負担となります。

【表1】介護保険料表

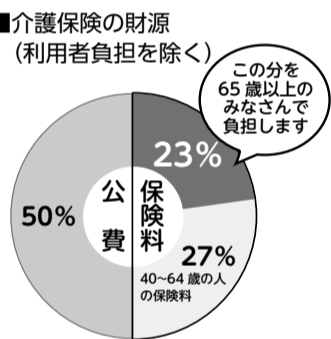
◎介護保険料の個別通知書は、6月中旬に郵送します。

所得段階	内容	保険料年額
第1段階	・生活保護を受給している方 ・世帯全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	21,700円 (基準額×0.375)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	33,200円 (基準額×0.575)
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	41,900円 (基準額×0.725)
第4段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	52,100円 (基準額×0.90)
第5段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	57,900円 (基準額)
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	69,400円 (基準額×1.20)
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	72,300円 (基準額×1.25)
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	86,800円 (基準額×1.50)
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	92,600円 (基準額×1.60)
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	101,300円 (基準額×1.75)

サービスの内容を決定後、サービス事業者と利用の契約を行い、ケアプランに基づいてサービスを利用します。サービスを利用した際は、原則として費用の1割〜3割の負担となります。

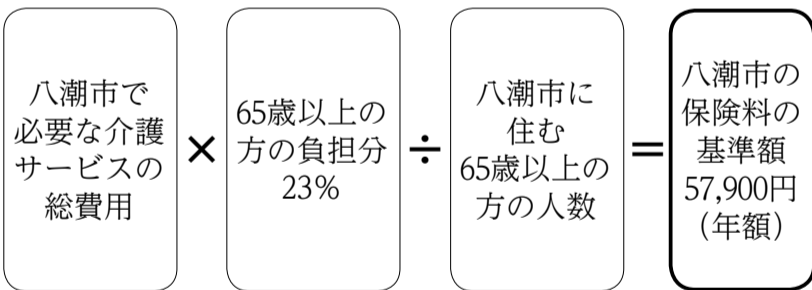
65歳以上の方の介護保険料

介護保険は、国・県・市が負担する「公費」とともに、皆さんが納める「保険料」を財源として運営されています。この制度は、それぞれが負担しあい、社会全体で制度を支えるしくみになっています。



問長寿介護課 ☎443

○基準額の決め方



【表2】

	平成30年度	平成31年度
第1段階	26,000円	21,700円
第2段階	37,600円	33,200円
第3段階	43,400円	41,900円

低所得者への保険料減額 10月から消費税率が引き上げられることに伴い、低所得者への負担軽減として、第1〜3段階の保険料額が減額されました(表2)。

の課税状況や所得に応じた負担になるように、10段階に分けて設定しています(表1)。※40歳から64歳までの方の保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決められます。

購入対象者	購入限度額
平成31年1月1日時点で住民登録があり、平成31年度の市民税(均等割)が非課税である方(課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護受給者などは除く)	20,000円※ (使用可能額 25,000円)
3歳未満の子どもがいる世帯の世帯主で、次の①〜③に該当する方 ①令和元年6月1日時点で住民登録があり、平成28年4月2日から令和元年6月1日までに出生した子が属する世帯主 ②令和元年7月31日時点で住民登録があり、令和元年6月2日から7月31日までに出生した子が属する世帯主 ③令和元年9月30日時点で住民登録があり、令和元年8月1日から9月30日までに出生した子が属する世帯主	20,000円※ (使用可能額 25,000円) × 子どもの人数

※1セット4,000円(券面額5,000円)を5セットまで購入できます

プレミアム付商品券 事業のお知らせ

問商工観光課 ☎803

10月から消費税率が引き上げられることに伴い、低所得者として3歳未満の子どもがいる世帯の消費に与える影響を緩和することなどを目的にプレミアム付商品券(プレミアム25パーセント)の販売を行います。また、この商品券は、10月から令和2年3月(予定)の間、市内取扱店舗で使用できます。購入の方法などは、詳細が決まり次第、広報やしおやホームページでお知らせします。なお、商品券の取扱店舗の募集については、7月頃に別途お知らせする予定です。

令和元年度 夏のスポーツ教室

気軽にスポーツに親しむことができるよう、年齢・体力などに応じたさまざまなスポーツ教室を開催します。

問 文化スポーツセンター ☎996-5126

①ピラティス

身体の「正しい姿勢」を整えるため、無意識に動かしている「クセ」を修正し、関節可動域を広げる動きづくりなどを行います。

日 7月16日～9月17日(7月23日、8月13日を除く毎週火曜日、全8回)
 時間 午前9時30分～10時30分
 場 エイトアリーナ
 対 市内在住・在勤で16歳以上

の方
 持室内用運動靴、ヨガマットまたはバスタオル
 定30人(申込順)
 費4,000円

②健康ダンベル

簡単な道具を用いて軽い筋力トレーニングと有酸素運動を行います。

日 7月16日～9月17日(7月23日、8月13日を除く毎週火曜日、全7回)
 時間 午前10時45分～11時45分
 場 エイトアリーナ

対 市内在住・在勤で16歳以上の方
 持室内用運動靴
 定30人(申込順)
 費3,500円

③はじめて簡単エアロ

初心者向けの教室です。簡単な基本的ステップからはじめます。また、運動量としても少なめなので、これから運動をはじめの人におすすめです。

日 7月16日～9月17日(7月23日、8月13日を除く毎週火曜日、全8回)
 時間 午後7時～7時45分
 場 エイトアリーナ

対 市内在住・在勤で16歳以上の方
 持室内用運動靴
 定30人(申込順)
 費3,000円

④ダイエットエクササイズ

運動量が多めの教室です。音楽にあわせて全身を動かして、脂肪を燃やしましょう。ダンスが苦手な方でも、大丈夫です。

日 7月16日～9月17日(7月23日、8月13日を除く毎週火曜日、全8回)
 時間 午後8時～8時45分
 場 エイトアリーナ

対 市内在住・在勤で16歳以上の方
 持室内用運動靴
 定30人(申込順)
 費3,000円

⑤筋調整ヨガ

筋肉の特性を生かし、全身の筋肉を調整して、体のくせやゆがみを直していきます。

日 7月17日～9月11日(8月14日、8月18日を除く毎週水曜日、全8回)
 時間 午前10時～11時10分
 場 エイトアリーナ

対 市内在住・在勤で16歳以上の方
 持室内用運動靴、ヨガマットまたはバスタオル
 定30人(申込順)
 費4,000円

⑥骨盤リメイクヨガ

骨盤を正常な位置に戻すようにアプローチし、骨盤を中心に全身のバランス調整を行います。

日 7月12日～9月13日(7月26日、8月16日を除く毎週金曜日、全8回)
 時間 午前9時30分～10時30分
 場 エイトアリーナ

対 市内在住・在勤で16歳以上の方
 持室内用運動靴、ヨガマットまたはバスタオル
 定30人(申込順)
 費4,000円

⑦かけっこ(3部制)

夏休みを利用し「走る事が苦手」な幼児・児童向けに、なわとびや本格的な陸上競技練習で利用するラダーなどを使い、走り方のコツをつかむ動きづくりを行います。

日 7月27日、8月3日(土曜日、全2回)
 1部 午前9時～9時45分
 2部 午前10時～10時45分
 3部 午前11時～11時45分
 場 エイトアリーナ
 対 1部：市内在住の平成31年4月1日現在で満4歳と

満5歳の幼児
 2部：市内在住・在学の小学校1・2年生
 3部：市内在住・在学の小学校3年生以上
 持室内用運動靴
 定各部15人(申込順)
 費600円

⑧ミズノ忍者学校

忍者になりきって、術に見立てた「身体づくりに必要な体力」と、「運動発達に必要な36の基本動作」のプログラムを、遊びを通して楽しみながら身につけます。

日 7月15日(祝日)
 1部 午前10時30分～12時
 2部 午後1時～2時30分
 3部 午後3時～4時30分
 場 エイトアリーナ

対 市内在住・在学の年中から小学校3年生まで
 持室内用運動靴
 定各部30人(申込順)
 費500円

※①～⑥の教室で定員に空きがあるときは、1教室1回に限り、600円(③④は500円)で体験することができます。—共通—

申参加申込書(文化スポーツセンター、エイトアリーナまたは市ホームページで入手)に参加費を添えて6月14日から30日までに、文化スポーツセンター(☎996-5126、受付=午前9時～午後5時)へ



楽しく健康づくり 八潮市ハッピーこまちゃん健康マイレージ

7月1日から八潮市ハッピーこまちゃん健康マイレージが始まります。問 保健センター ☎995-3381

現在、市では、専用の歩数計を使い、歩数に応じてたまる県のポイントによって、抽選で県内特産品などが当たる「埼玉県コバトン健康マイレージ」を実施しています。

また、7月から12月までに市が実施する検診や講座、イベントなどに参加することで市のポイントがたまり、抽選で市の特産品などが当たる「八潮市ハッピーこまちゃんマイレージ」を開始します。

(※対象期間中に3,000ポイント達成すれば、自動的に抽選対象となります。)

参加方法

●専用の歩数計で参加する場合…

市内公共施設にある参加申込書を「埼玉県コバトン健康マイレージ事務局」に郵送してください。

●アプリで参加する場合…

埼玉県コバトン健康マイレージのホームページからアプリをダウンロードしてお申し込みください。

URL: <https://kobaton-mileage.jp>

※すでに「埼玉県コバトン健康マイレージ」に参加している場合、新たな申し込みは不要です。

新たに開設 高齢者ふれあいの家

高齢者の社会的孤立を防止し、心身の健康維持や介護予防のため、空き家などを活用した高齢者の交流の場である「高齢者ふれあいの家」が、新たに1カ所開設されました。ぜひご利用ください。

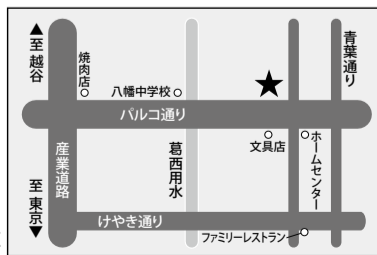
問 長寿介護課 ☎448

●パルコカフェ

日 毎週木曜日
 午後1時30分～3時30分

場 緑町2-25-19

費 1回100円※申し込み不要



後期高齢者医療保険料 軽減措置の改正

問 国保年金課 ☎834、埼玉県後期高齢者医療広域連合 ☎048-833-3120

均等割額の軽減について

後期高齢者医療保険料の均等割額について、本来7割軽減の対象者の方は、これまで軽減特例措置として9割または8.5割が軽減されてきましたが、平成31年度から段階的に軽減特例措置が「縮小」されます。

<対象者の所得要件> 同一世帯内の被保険者 及び世帯主の総所得金額等 の合計額	均等割額の軽減割合				
	本来の 軽減割合	平成30年度 まで	平成31年度	令和2年度	令和3年度
33万円以下		8.5割	8.5割	7.75割	7割
うち、同一世帯内の被保険者 全員が年金収入80万円以下 (他の各種所得なし)	7割	9割	8割		7割

【例：単身世帯で年金収入80万円のみの方の場合】

平成30年度	平成31年度
年間保険料 4,170円 (均等割額の9割軽減)	年間保険料 8,340円 (均等割額の8割軽減)

※平成31年度の変更点は、9割軽減が8割軽減へと縮小するのみで、8.5割軽減、5割軽減、2割軽減の均等割額に変更はありません。

被用者保険の被扶養者であった方の軽減について

後期高齢者医療制度に加入する前日に、被用者保険の被扶養者であった方に対する均等割額の軽減措置が「縮小・廃止」されます。なお、所得割額は引き続きかかりません。

平成30年度	平成31年度
当分の間 5割軽減	加入後、2年を経過 する月までは5割軽減 その後は軽減なし



平成30年度の情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況

平成30年度の情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況をお知らせします。

問総務人事課 ☎230

情報公開制度の実施状況

情報公開制度は、市が持っている情報を市民の皆さんの求めに応じて公開するものです。

平成30年度の請求・申出の受付件数および処理件数は、表1のとおりです。

請求：市内に在住・在勤・在学の方または市内に事務所・事業所を有する個人および法人その他の団体の方が情報の公開を請求する場合
申出：「請求」以外の方が情報の公開を求める場合や公文書公開条例施行日（平成6年4月1日）前に市が作成・取得した情報の公開を求める場合

また、平成30年度の情報公開制度の請求・申出の主な内容は、「工事発注関係」「財政状況」「課税関係」「潮止揚水機場関係」などです。

個人情報保護制度の実施状況

個人情報保護制度は、「本人の請求に応じてその自己情報を開示・訂正・削除し、利用・提供を停止すること」「市が保有している個人情報を適正に取り扱うこと」を定めた制度です。

表1 請求・申出の受付件数および処理件数

区分	受付件数	処理件数	公開決定		非公開決定	取り下げなど
			公開	部分公開		
請求	86件	84件	28件	34件	22件	2件
申出	8件	8件	6件	2件	0件	0件
合計	94件	92件	34件	36件	22件	2件

表2 開示受付件数および処理件数

区分	受付件数	処理件数	開示	部分開示	不開示
開示請求	32件	32件	24件	7件	1件

※訂正・利用停止請求および請求の取り下げなどはありません。

表3 審査請求事件の処理件数

審査庁	請求件数	取り下げ	裁決の状況			審査中
			認容	棄却	却下	
市長	2件	0件	0件	0件	0件	3件(※)

※平成29年度に発生した審査請求事件を含みます。

審査請求事件の処理状況

平成30年度に発生した審査請求事件（情報公開請求および個人情報開示請求に係るもの）



平成30年度の開示の受付件数および処理件数は、表2のとおりです。

また、平成30年度の個人情報の開示請求の主な内容は、「判定書」「主治医意見書」「診断書」「診療報酬明細書」などです。

自主まちづくり活動を支援します

市では、「みんなで作る美しいまちづくり条例」に基づき、皆さんが自主的・自発的に取り組む活動を支援しています。事前に活動団体登録や認定などを行った団体には、助成金を交付しています。

問開発建築課 ☎322

活動団体の登録

まちづくり活動団体は、下表および登録基準を満たしている必要があります。市ホームページをご覧のうえ、事前にご相談ください。

代表者	市内在住・在勤の方
構成員	5人以上で、その半数以上が市内在住・在勤の方（ご近所まちづくり活動については、3軒以上）

まちづくり活動の種類

ご近所まちづくり活動	連続する3軒以上の建物の所有者などが協力して緑化などを進める活動です。
地域まちづくり活動	一定規模以上の地域を対象に、まちづくり活動方針を定めて進める活動です。
テーマ型まちづくり活動	景観、防災、防犯など、特定のテーマを設定し、研究や実践をしていく活動です。

助成限度額

助成金は、予算枠に達し次第締め切ります。

〈ご近所まちづくり活動〉

※助成金の交付対象期間は、認定後3年以内

花、苗木などの植栽	1万円（春夏秋冬各2,500円）
門、塀などの改造	10万円（改造費に要した費用の2分の1が上限）

〈地域まちづくり活動、テーマ型まちづくり活動〉

※助成金の交付対象期間は、活動団体登録後3年以内

諸活動費(会議費、消耗品費、印刷費、通信運搬費など)	地域まちづくり活動：5万円
	テーマ型まちづくり活動：5万円（2年目以降10万円）
まちづくり計画作成に係る費用(講師謝礼金、計画書を取りまとめるためのコンサルタント委託費など)	地域まちづくり活動：50万円
	テーマ型まちづくり活動：1事業につき50万円

耐震診断・耐震改修の補助金

市では、木造在来工法の2階建て以下の住宅において簡易耐震診断を無料でを行っています。また、詳細な耐震診断を行いたい方、耐震改修工事で建物を丈夫にしたいとお考えの方に補助金交付制度があります。

問開発建築課 ☎468

〈対象となる建物〉

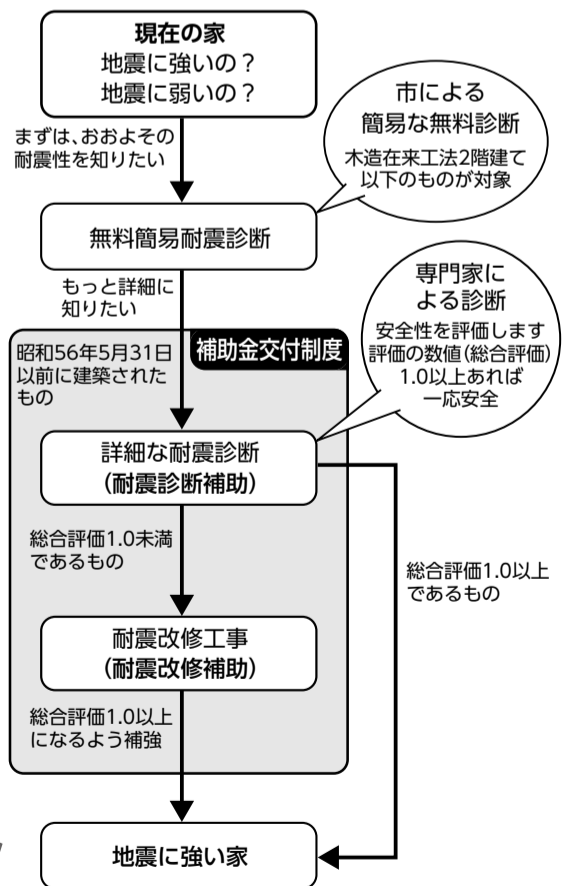
昭和56年5月31日以前に建てられた木造在来工法の2階建て以下の一戸建て住宅または、併用住宅（延べ面積の2分の1以上が住宅のもの）

〈補助金額〉

耐震診断…耐震診断に要した費用の2分の1に相当する額（最高5万円）
耐震改修…耐震改修工事に要した費用の23パーセントに相当する額（最高25万円）

※補助金対象者が65歳以上であり、耐震改修工事に要した費用が30万円を超える場合には、補助金に15万円を加算します。

詳しくは、パンフレット（開発建築課で配布）または市ホームページをご覧ください。



平成30年度 下半期財政状況の公表

市では、毎年2回、税金などの大切なお金がどのように使われているのかをお知らせしています。平成30年度の一般会計および特別会計は、令和元年5月31日までの出納整理期間を経て決算額となります。

どのくらいのお金を使っていますか？
 △予算執行状況▽
 一般会計の予算執行状況は、表1のとおりです。
 また、特別会計および水道事業会計の予算執行状況は、表2のとおりです。

●歳入：主に市税、国からの補助金・交付金(国庫支出金)など
 ●歳出：主に児童・高齢者・障がいのある方などへの支援に使う民生費、道路・排水路・公園などの整備に使う土木費など

表1 一般会計の予算執行状況

平成31年3月31日現在

歳入		歳出	
予算現額	収入済額	予算現額	支出済額
311億201万5千円	291億6,870万2千円	311億201万5千円	275億8,755万8千円
(収入率93.8%)		(執行率88.7%)	
163億2,342万9千円	166億3,395万5千円(101.9%)	131億2,850万1千円	121億4,928万1千円(92.5%)
市税		民生費	
48億5,873万1千円	46億740万9千円(94.8%)	47億4,704万3千円	36億2,802万1千円(76.4%)
国庫支出金		土木費	
20億118万4千円	12億9,290万4千円(64.6%)	41億9,771万6千円	38億3,364万円(91.3%)
県支出金		総務費	
16億257万7千円	14億469万6千円(87.7%)	27億4,556万8千円	24億380万1千円(87.6%)
諸収入		公債費	
15億7,506万4千円	15億7,506万5千円(100%)	26億3,119万9千円	24億1,728万9千円(91.9%)
繰越金		教育費	
15億2,000万円	16億5,595万2千円(108.9%)	18億2,820万8千円	15億4,675万8千円(84.6%)
地方消費税		衛生費	
13億8,230万円	3億1,810万円(23%)	9億2,252万7千円	9億2,252万7千円(100%)
市債		消防費	
5億5,312万6千円	5億4,738万7千円(99%)	4億6,234万1千円	2億8,978万5千円(62.7%)
繰入金		商工費	
4億9,088万7千円	3億7,652万1千円(76.7%)	2億6,265万4千円	2億5,904万9千円(98.6%)
分担金及び負担金		議会費	
7億9,471万7千円	7億5,671万3千円(95.2%)	1億7,625万8千円	1億3,740万7千円(78%)
その他		その他	

借入金(市債・企業債)はどのくらいありますか？
 市債・企業債は、長い年月利用する公共施設などを整備するため、一時的に多額の費用がかかるときに金融機関などから借り入れる資金です。整備したときの市民が全て負担するのではなく、長期間にわたって分割して負担することにより、後に利用する市民も公平に負担するしくみです。一般会計、特別会計および水道事業会計の市債・企業債の現在高は、表3のとおりです。

表2 特別会計および水道事業会計の予算執行状況

平成31年3月31日現在 (単位：千円、%)

区分	予算現額	収入		支出	
		収入額	収入率	支出額	執行率
国民健康保険	9,422,084	9,150,204	97.1	8,965,120	95.2
公共下水道事業	4,438,350	3,173,876	71.5	2,819,759	63.5
稲荷伊草第二土地区画整理事業	616,752	336,585	54.6	205,530	33.3
鶴ヶ曾根・二丁目土地区画整理事業	210,256	202,493	96.3	36,492	17.4
大瀬古新田土地区画整理事業	510,299	488,200	95.7	314,704	61.7
西袋上馬場土地区画整理事業	739,273	586,607	79.3	382,222	51.7
八潮南部東一体型特定土地区画整理事業	1,889,217	1,835,413	97.2	1,304,563	69.1
介護保険	5,413,971	5,118,897	94.5	4,576,093	84.5
後期高齢者医療	946,573	906,915	95.8	856,247	90.5

表3 市債・企業債の現在高

平成31年3月31日現在 (単位：千円)

一般会計A	21,419,207
土木債	8,853,302
特別地方債(臨時財政対策債など)	7,023,237
教育債	4,150,391
民生債	273,780
その他の市債	1,118,497
特別会計B	25,503,951
公共下水道事業	19,684,541
大瀬古新田土地区画整理事業	789,030
西袋上馬場土地区画整理事業	1,428,640
八潮南部東一体型特定土地区画整理事業	3,601,740
水道事業会計(企業会計)C	3,007,001
合計(A+B+C)	49,930,159

土木債：道路・排水路の整備、区画整理事業、公園の整備、つくばエクスプレス建設の出資金・貸付金などのために借入れたもの
 特別地方債：地方の財源不足を補うために特別に発行が認められたもの
 教育債：小中学校耐震補強・大規模改修など教育施設の整備のために借り入れたもの

＜水道事業会計＞ (単位：千円、%)

区分	予算額	収入額	収入率	支出額	執行率
収益的収入	2,178,232	2,193,593	100.7		
収益的支出	1,927,059	1,798,207	93.3		
資本的収入	600,240	502,570	83.7		
資本的支出	1,439,357	1,105,164	76.8		

問 財政課 ☎306

八潮市住宅改修 資金補助金

市内に本店などのある施工業者を利用し、お住まいの住宅改修工事を行う市民の方に、その費用の一部を補助する制度です。

●対象工事 ●市内に本店などがある施工業者を利用し、お住まいの住宅改修工事を行う市民の方に、その費用の一部を補助する制度です。

●対象工事 ●市内に本店などがある施工業者を利用し、お住まいの住宅改修工事を行う市民の方に、その費用の一部を補助する制度です。

●対象工事 ●市内に本店などがある施工業者を利用し、お住まいの住宅改修工事を行う市民の方に、その費用の一部を補助する制度です。

●対象工事 ●市内に本店などがある施工業者を利用し、お住まいの住宅改修工事を行う市民の方に、その費用の一部を補助する制度です。

注意しましょう

問保健センター ☎995-3381

●食中毒●

食品に細菌やウイルスが付いていても、見た目や匂い・味の変化はありません。食中毒は少しの油断で、命に関わる危険もあります。食中毒を防ぐために、手洗いは2回洗いが効果的です。

●熱中症●

6月は体が暑さに慣れていない時期でもあり、熱中症になりやすくなっています。エアコンで温度・湿度を調整したり、こまめに水分補給をするなど予防に努めましょう。

おしらせHOTコーナー 案内・催し

おしらせHOTコーナー



市役所の電話
996-2111
FAX
995-7367

案内

八潮市議会定例会の傍聴

令和元年第2回八潮市議会定例会を6月19日(水)まで開会しています。
一般質問日 6月14日(金)・17日(月)・18日(火)
※一般質問とは、議員が市の仕事全般について、執行機関から現在の状況やこれからの考えを聞くこと。
定各日42人(当日先着順)
協議事項調査課 ☎277

会議の開催

●第1回八潮市検診等に関する専門部会の傍聴

6月26日(水) 午後1時30分～2時30分
場保健センター医師控室
平成30年度がん検診におけるがん確定報告などについて
定5人(当日先着順)
健康増進課 ☎995・3381

●第1回八潮市地域包括支援センター運営協議会の傍聴
6月27日(木) 午後2時～(受付 11時～1時30分) 2時
場八潮メセナ研修室A
平成30年度社会教育事業報告など
定10人(当日先着順)
社会教育課 ☎365

●第1回八潮市健康と福祉のまちづくり推進協議会の傍聴
7月3日(水) 午後1時15分～2時30分
場保健センター

●第1回八潮市健康と福祉のまちづくり推進協議会の傍聴
6月18日(火) 午前10時ごろ
場八潮メセナ研修室A
平成30年度社会教育事業報告など
定10人(当日先着順)
社会教育課 ☎365

●第1回八潮市健康と福祉のまちづくり推進協議会の傍聴
7月3日(水) 午後1時15分～2時30分
場保健センター

●第1回八潮市健康と福祉のまちづくり推進協議会の傍聴
6月27日(木) 午後2時～(受付 11時～1時30分) 2時
場八潮メセナ研修室A
平成30年度社会教育事業報告など
定10人(当日先着順)
社会教育課 ☎365

新庁舎の設計者選定に関する公開プレゼンテーション

市では、市役所建て替えに向け、設計者を選定する手続きを進めています。設計者の選定にあたっては、事業実績や技術力、取り組み体制などを評価する一次審査を行いました。

その中から優れた設計者を選ぶため、設計者のプレゼンテーション(技術提案の発表)と選定委員によるヒアリングを公開で行います。

未来の市役所に関するいろいろなアイデアが発表されますので、傍聴を希望する方はぜひお越しください。なお、当日のスケジュールは、市ホームページをご覧ください。

問アセットマネジメント推進課 ☎845

日6月30日(日) 午前9時～
場八潮メセナ集会室
定100人程度(当日先着順)
※傍聴者の発言はできません。
※休憩時間中のみ入退場可能。

「八潮市まちづくり白書」を作成

市では、良好な都市環境の形成を図るため、「八潮市みんなで作る」

「八潮市まちづくり白書」を作成

市では、良好な都市環境の形成を図るため、「八潮市みんなで作る」

「八潮市まちづくり白書」を作成

市では、良好な都市環境の形成を図るため、「八潮市みんなで作る」

「八潮市まちづくり白書」を作成

市では、良好な都市環境の形成を図るため、「八潮市みんなで作る」

「八潮市まちづくり白書」を作成

市では、良好な都市環境の形成を図るため、「八潮市みんなで作る」

防災行政無線を用いた緊急地震速報訓練放送

国からの地震や武力攻撃などの緊急情報を伝達する全国瞬時警報システム(J-ALERT)と、市の防災行政無線の連動を確認するため、訓練放送を行います。

6月18日(火) 午前10時ごろ
場八潮メセナ研修室A
平成30年度社会教育事業報告など
定10人(当日先着順)
社会教育課 ☎365

7月3日(水) 午後1時15分～2時30分
場保健センター

6月27日(木) 午後2時～(受付 11時～1時30分) 2時
場八潮メセナ研修室A
平成30年度社会教育事業報告など
定10人(当日先着順)
社会教育課 ☎365

6月27日(木) 午後2時～(受付 11時～1時30分) 2時
場八潮メセナ研修室A
平成30年度社会教育事業報告など
定10人(当日先着順)
社会教育課 ☎365

家屋調査にご協力を

美しいまちづくり条例に基づき、地域特性を生かしたまちづくりを推進しています。
この度、市のまちづくりに関する施策やその他の市のまちづくりの状況について取りまとめた「八潮市まちづくり白書」を作成しました。
詳しくは、市ホームページまたは各公共施設をご覧ください。
問開発建築課 ☎325

家屋調査にご協力を

美しいまちづくり条例に基づき、地域特性を生かしたまちづくりを推進しています。
この度、市のまちづくりに関する施策やその他の市のまちづくりの状況について取りまとめた「八潮市まちづくり白書」を作成しました。
詳しくは、市ホームページまたは各公共施設をご覧ください。
問開発建築課 ☎325

家屋調査にご協力を

美しいまちづくり条例に基づき、地域特性を生かしたまちづくりを推進しています。
この度、市のまちづくりに関する施策やその他の市のまちづくりの状況について取りまとめた「八潮市まちづくり白書」を作成しました。
詳しくは、市ホームページまたは各公共施設をご覧ください。
問開発建築課 ☎325

家屋調査にご協力を

美しいまちづくり条例に基づき、地域特性を生かしたまちづくりを推進しています。
この度、市のまちづくりに関する施策やその他の市のまちづくりの状況について取りまとめた「八潮市まちづくり白書」を作成しました。
詳しくは、市ホームページまたは各公共施設をご覧ください。
問開発建築課 ☎325

家屋調査にご協力を

美しいまちづくり条例に基づき、地域特性を生かしたまちづくりを推進しています。
この度、市のまちづくりに関する施策やその他の市のまちづくりの状況について取りまとめた「八潮市まちづくり白書」を作成しました。
詳しくは、市ホームページまたは各公共施設をご覧ください。
問開発建築課 ☎325

防災行政無線テレホンサービス

0120-840-225
防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます(定時放送を除く)。通話料は無料です。

愛 人権 それは 愛

さまざまな人権問題の解決に向けて

～新時代「令和」を迎えて～

問社会教育課 ☎365、人権・男女共同参画課 ☎811

近年、急速な情報通信技術の進展や外国人の入国者数の増加などにより、急激な情報化と国際化が進んでいます。このような中、インターネット上の人権侵害、外国人の人権問題、子どもや、障がいのある人、高齢者への虐待など、「人権の世紀」といわれるこの21世紀に、依然としてさまざまな人権問題が存在し続けています。
元号は「平成」から「令和」へと変わりました。今年、日本では、ラグビーワールドカップが開催されます。また、来年には、東京オリンピック・パラリンピックが開催され、世界から多くの注目を集めます。民族・国籍の違いや、障がいの有無などを超えて、誰もが安心して生活できる社会を築き、相手の気持ちを考え、お互いの心を通わせることが求められています。
昨年末にニューヨークで行われた「世界人権宣言70周年記念展示」の開会式において、国連事務総長は、世界人権宣言の消えることのない重要性について深く考えるだけでなく、あらゆる場面で人権を求めて声を上げ、立ち上がることを呼び掛けています。
今回の改元をきっかけとして、誰もがお互いの人権を大切に、支え合う共生社会の実現に向けて、人権問題への正しい認識と取り組む姿勢を持つときではないでしょうか。

催し

「キャンパスで出会う自然」を絵染

7月26日(金)・27日(土) 午前9時～正午
場八潮メセナ展示ホール
対小学生
一人ひとりが画用紙(四つ切り)にキャンパスで出会う「虫」「花」「動物」を描き、その自然の中で、自分たちが食べたいお弁当を紙粘土で作る講師 ことまゆみさん(絵画造形教室代表)